

生活機能向上

目指せ！

連携加算 が大幅拡充

4月の報酬改定で、「生活機能向上連携加算」が拡充され、あらゆる介護系サービスで医療系のリハビリ専門職との連携が行えるようになりました。生活機能の向上とは、「できること」「していること」を増やすこと。ねらいは、自立生活支援・重度化防止の実現です。



生活の中でできることはまだまだある！ リハ職が介護の強いミカタに

生活機能向上連携加算が大きくリニューアルされたのをご存じでしょうか。この加算は、介護事業所が、老健施設や病院の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士といったリハビリテーションの専門職（以下、リハ職）と連携した場合に取れるものです。

6年前の報酬改定で新設され、当初は訪問介護と訪問リハとの連携のみでしたが、3年後の2015年改定で連携先に通所リハも追加。今改定では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所介護、小規模多機能、グループホーム、特養、特定施設など介護系のすべてのサービスで算定できるようになりました（図）。連携先も、訪問リハ、通所リハに加えて、200床未満の病院等に拡充です。

目指すのは、生活機能の向上です。ところで、生活機能って？ ちょっとおさらいすると、ICF（国際生活機能分類）で示された、①心身機能、②活動、③参加のこと。活動は、ADL、IADLで、「できること」や「していること」。参加は、社会参加だけでなく、家族の中での「役割」も含むとされています。

つまり、生活機能の向上とは、「できること」「していること」を増やすこと。あるいは、老化に伴って「できること」「していること」が減少していくのをできる限りストップすることです。そのためには、「できること」「していること」を見きわめる専門家、リハ職との連携は不可欠です。

リハ職というと、身体にさわってもみほぐしてくれたり、歩かせてくれる人というイメージがあります。しかしこれからは、身近な場所で、生活の中でできることを「見立ててくれる」というのがキーワード。イギリスやデンマークでは、地域でたくさんのリハ職が活躍しています。

2015年の介護報酬改定では、通所・訪問リハで等で、リハ職が利用者の家に向いたり、リハ会議を開いたりというしくみが作られたこともあり、リハ職と出会う場面も少しずつ増えてきました。介護老健施設や通所リハ、訪問リハなど、介護の現場で働くリハ職の数も増えています。

背景には、リハ職の養成が進み絶対数が増えていることがあります。病院での業務はいずれ頭打ちになり、大量失業時代がくるのではという人も。それなら、自立支援を目指す介護で力を発揮してもらわない手はありません。

リハ職の中には、自らデイサービスを立ち上げたり、看護師と訪問看護ステーションを起業する人、地域で介護予防教室に取り組む人も増えています。今回の生活機能向上連携加算では、訪問看護のリハは連携先として認められていませんが、介護職と同じ現場で汗を流して働いている人たちはまさに先駆者。私たちの力強い味方になってくれるはずですよ。

図 生活機能向上連携加算の算定対象となったサービス

- 訪問介護
- 定期巡回・随時対応型（新）
- 小規模多機能（新）
- 通所介護、認知症対応型通所介護（新）
- 短期入所生活介護（新）
- 特定施設（新）
- グループホーム（新）
- 特養（新）